

下水道使用料の改定について

下水道経営課

○ 目次 ○

1. 下水道事業の現状	1
2. 汚水処理に係る経費回収率	1
3. 本市の下水道事業の課題	2
4. 使用料改定の内容	3
5. 県内他市の状況	4
6. 今後のスケジュールについて	5
資料編	6
1. 人口と有収水量の推移	6
2-1 使用料と汚水処理の推移（物価上昇率2%・使用料を改定しない場合）	8
2-2 使用料と汚水処理の推移（物価上昇率2%・使用料を改定する場合）	9
下水道使用料体系経緯	10

1. 本市の下水道事業の現状

- ・下水道は、汚水の排除による公衆衛生の向上、雨水の排除による浸水の防除及び公共用水域の水質保全のため、市民生活や社会活動に欠くことのできない社会資本です。
- ・本市の下水道事業は、昭和29年に市の中心部である大和駅周辺地区71haを対象に、主に浸水の防除を目的として、合流式下水道として事業に着手しました。
- ・昭和40年代には、急速に人口が増加したことから、汚水の排除の必要性が高まり、下水処理場を建設し、污水管の整備を進めました。
- ・以来、約70年が経過し、令和4年度末現在で、污水管渠の延長は、約497kmに達し、市街化区域面積に対する污水处理区域の面積普及率は97.5%となっています。
- ・事業開始から今日までの間には、社会経済情勢の変化などに対応しつつ、経営の安定化を図るため、下水道使用料（以下「使用料」という。）の改定や下水道事業受益者負担金の見直しを行うほか、職員数の削減や業務の委託化、過去に高利率で借り入れた市債を低利率のものへ借り換えるなど、経費削減や効率化にも取り組んできました。
- ・また、市民生活に欠くことのできない下水道事業を安定的に継続して提供するため、令和2年度より地方公営企業法（公営企業会計）を適用し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等を図っています。
- ・本市の下水道使用料の内訳は、家事用が約7割、事業用が約3割となっています。
（令和4年度実績 家事用：71.87%、事業用：28.13%）

2. 污水处理に係る経費回収率

- ・経費回収率とは、污水处理費を下水道使用料で賄えている割合のことです。
- ・下水道事業の経費は、汚水は下水道使用料で、雨水は公費で賄うことが基本であり、経費回収率は100%以上であることが必要とされています。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料【A】}}{\text{污水处理費}} \times 100$$

↳（維持管理費（汚水分）【B】＋資本費（汚水分）【C】）
※【B】【C】は、公費負担分を除く。

【令和4年度決算の状況】

（単位：千円）

財源	【A】下水道使用料 3,096,661	使用料不足分を 一般会計から補填 443,983
	← 経費回収率 87.46% →	
污水处理費	污水处理費 3,540,644	
	【B】維持管理費（汚水分） 2,000,567	【C】資本費（汚水分） 1,540,077

3. 本市の下水道事業の課題

- ・下水道事業は、地方財政法第6条の規定による公営企業の独立採算の原則に基づき、汚水は下水道使用者が負担する使用料、雨水は公費で賄うこととされています。
- ・しかし、現在は、汚水に係る維持管理費及び資本費の全てを使用料で賄うことができず、毎年、使用料不足を一般会計から補填している状況です。

【使用料不足額の実績】

(単位：千円)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
使用料	A	2,849,149	2,903,083	2,910,246	2,941,476	2,935,007
汚水処理費	B	3,627,828	3,568,451	3,577,113	3,579,532	3,585,581
使用料不足額	B-A	778,679	665,368	666,867	638,056	650,574
経費回収率	A/B*100	78.54%	81.35%	81.36%	82.17%	81.86%
一世帯の人数		2.21人	2.19人	2.18人	2.17人	2.15人
調定一件あたり水量		38.04m ³	36.77m ³	36.61m ³	36.45m ³	36.15m ³

年度		H30	R元	R2	R3	R4
使用料	A	3,291,030	2,841,368	3,111,499	3,113,293	3,096,661
汚水処理費	B	3,625,913	3,154,109	3,514,843	3,564,076	3,540,644
使用料不足額	B-A	334,883	312,741	403,344	450,783	443,983
経費回収率	A/B*100	90.76%	90.08%	88.52%	87.35%	87.46%
一世帯の人数		2.12人	2.10人	2.08人	2.06人	2.04人
調定一件あたり水量		35.81m ³	35.13m ³	35.52m ³	34.88m ³	34.16m ³

- ・今後は、人口の増加傾向は続く見込みですが、一世帯当たりの人数の減少や、節水型製品の普及等による有収水量の減により、使用料は減少傾向となる見込みです。
- ・一方、汚水処理費は、維持管理費が物価や賃金等の上昇により増えるとともに、汚泥有効利用施設整備や耐震化及び老朽化対策を計画的に進めることにより、減価償却費の増加が見込まれることから、使用料不足額の一層の増加が見込まれます。
- ・市民生活に不可欠な下水道事業を継続的、安定的に供給し続けるため、一層の経費縮減や効率化などに努めることは勿論ですが、一般会計から多額の補填が今後も必要な状況にあっては、汚水処理に係る財政収支の根本的な健全化に向け、経費回収率100%を目指した使用料の改定を行う必要があります。
- ・なお、下水道施設の建設改良において、必要不可欠な財源である国の社会資本整備総合交付金においても、「経費回収率の向上に向けた取り組みを令和6年度末までに国土交通省へ示すこと」が交付要件とされています。
※国の社会資本整備総合交付金の補助率は事業費の50%（一部55%）です。交付されなくなった場合は、企業債で資金調達し、後年度に返済することとなります。

【社会資本整備総合交付金の実績】

(単位：千円)

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1,225,955	563,410	735,308	477,350	1,006,731	543,765	815,627	1,144,942	1,336,822	533,719

4. 使用料改定の内容

- ・使用料単価の平均改定率については、令和7年度から令和9年度の3年度にかかる汚水処理費のすべてを使用料で賄うことができるものとします。

(1) 算定期間及び算定方法

- ① 算定期間 令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日（3年度）
- ② 算定方法 対象経費は、物価上昇率を2%として算出。
使用料は、今後の人口推計と近年の有収水量の傾向から有収水量を推計し、算出。

(2) 使用料単価

- ① 単価の平均改定率 23.34%
- ② 月に20^m使用した時の使用料（税込） 2,825円（533円増）
- ③ 使用料単価の新旧対照表（1カ月あたり）

区分	現行使用料表（税抜）		改定案		増加額
	汚水排除量等		単価	単価	
一般汚水	基本使用料	(8 ^m 以下の分)	675円	833円	158円
	8 ^m を超え	15 ^m までの分	112円/ ^m	138円/ ^m	26円/ ^m
	15 ^m を超え	25 ^m までの分	125円/ ^m	154円/ ^m	29円/ ^m
	25 ^m を超え	50 ^m までの分	139円/ ^m	171円/ ^m	32円/ ^m
	50 ^m を超え	100 ^m までの分	159円/ ^m	196円/ ^m	37円/ ^m
	100 ^m を超え	200 ^m までの分	188円/ ^m	232円/ ^m	44円/ ^m
	200 ^m を超え	300 ^m までの分	201円/ ^m	248円/ ^m	47円/ ^m
	300 ^m を超え	500 ^m までの分	215円/ ^m	265円/ ^m	50円/ ^m
	500 ^m を超え	1,000 ^m までの分	249円/ ^m	307円/ ^m	58円/ ^m
	1,000 ^m を超え		264円/ ^m	326円/ ^m	62円/ ^m
浴場汚水		1 ^m につき	14円/ ^m	17円/ ^m	3円/ ^m
水泳場汚水		1 ^m につき	106円/ ^m	131円/ ^m	25円/ ^m

(3) 改定後の見込み

(単位：千円)

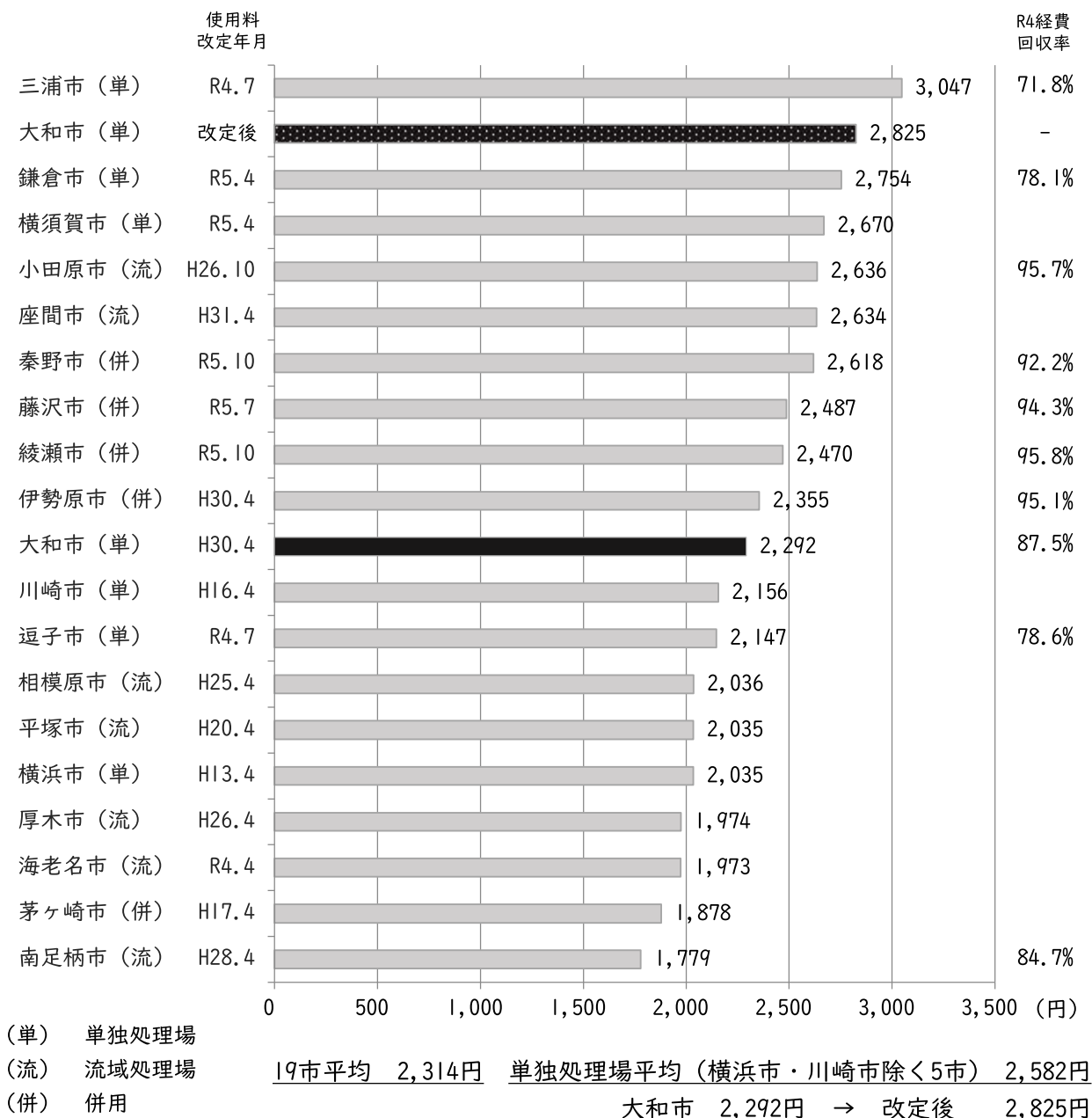
年度		R7	R8	R9	R7~R9計
使用料	A	3,734,787	3,717,275	3,701,585	11,153,647
汚水処理費	B	3,663,699	3,714,617	3,775,523	11,153,839
使用料不足額	B-A	△71,088	△2,658	73,938	192
経費回収率	A/B*100	101.94%	100.07%	98.04%	100.00%
人口		246,878人	247,541人	248,112人	742,531人

年度		R10	R11	R12
使用料	A	3,690,034	3,679,739	3,670,760
汚水処理費	B	3,839,010	3,899,537	3,962,646
使用料不足額	B-A	148,976	219,798	291,886
経費回収率	A/B*100	96.12%	94.36%	92.63%
人口		248,592人	248,988人	249,299人

5. 県内他市の状況

下水道使用料 県内19市比較

(月あたり20m³使用料金・税込 R5年8月31日確認分)



【県内市 経費回収率一覧】(令和4年度)

市名	海老名市 (流域処理場)	茅ヶ崎市 (併用処理場)	平塚市 (流域処理場)	座間市 (流域処理場)	横須賀市 (単独処理場)	厚木市 (流域処理場)	川崎市 (単独処理場)	相模原市 (流域処理場)	横浜市 (単独処理場)	
経費回収率	111.3%	109.8%	109.6%	108.3%	108.0%	106.2%	105.4%	100.6%	100.1%	
市名	綾瀬市 (併用処理場)	小田原市 (流域処理場)	伊勢原市 (併用処理場)	藤沢市 (併用処理場)	秦野市 (併用処理場)	大和市 (単独処理場)	南足柄市 (流域処理場)	逗子市 (単独処理場)	鎌倉市 (単独処理場)	三浦市 (単独処理場)
経費回収率	95.8%	95.6%	95.1%	94.3%	92.2%	87.5%	84.7%	78.6%	78.1%	71.8%

6. 今後のスケジュールについて

年度	月	下水道運営審議会	下水道条例改正	使用料改定	
令和5年度	8月				
	9月				
	10月	●諮問・審議			
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
令和6年度	4月	●答申			
	5月				
	6月		上程準備		
	7月				
	8月				
	9月		●9月議会		
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	令和7年度	3月			
		4月			●4月1日～新料金
5月					
6月					
7月					
8月					
	9月				

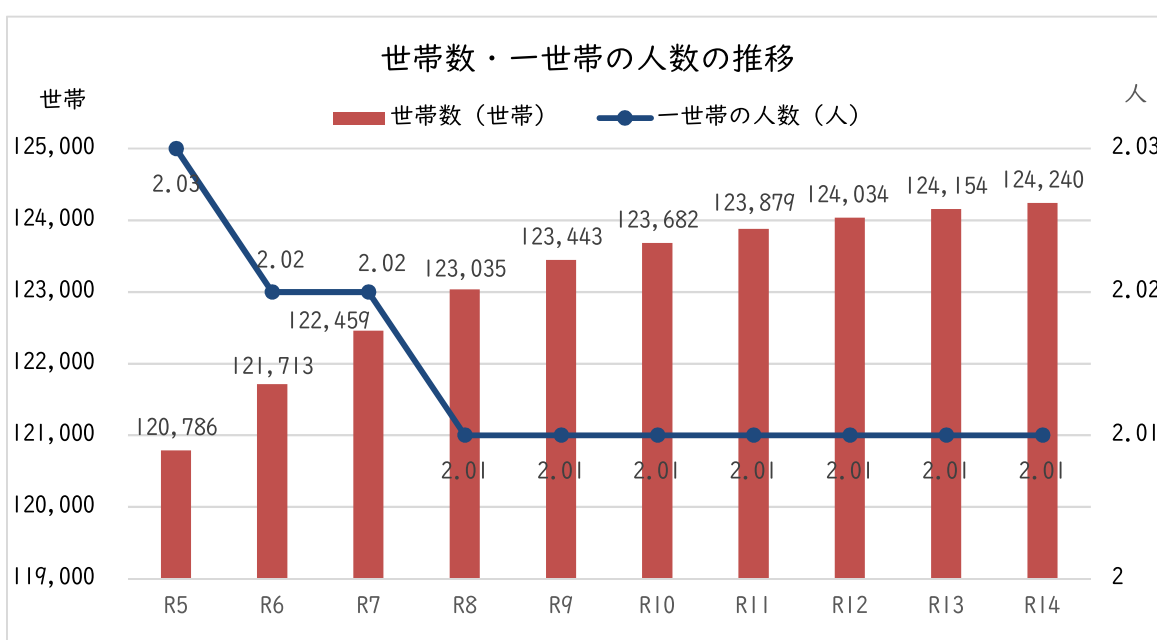
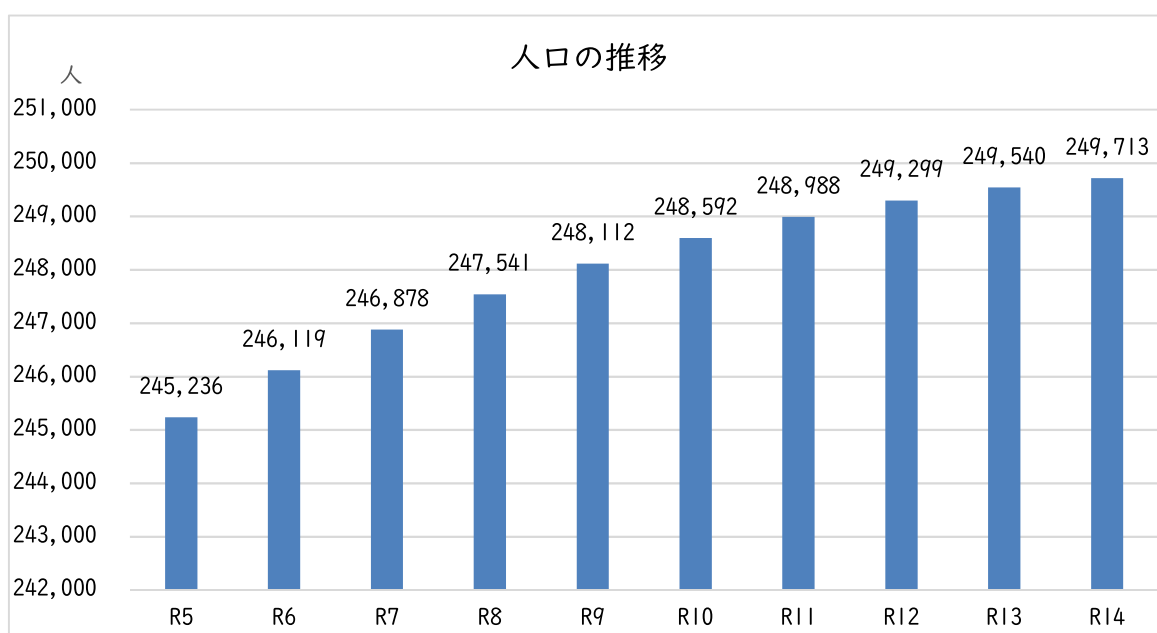
資料編

1 人口と有収水量の推移

- ・本市の人口は今後も増加傾向が続く見込みですが、一世帯の人数の減少や節水型製品の普及等が見込まれるため、有収水量は減少する見込みとなっています。

【人口・世帯数・世帯あたり人数】

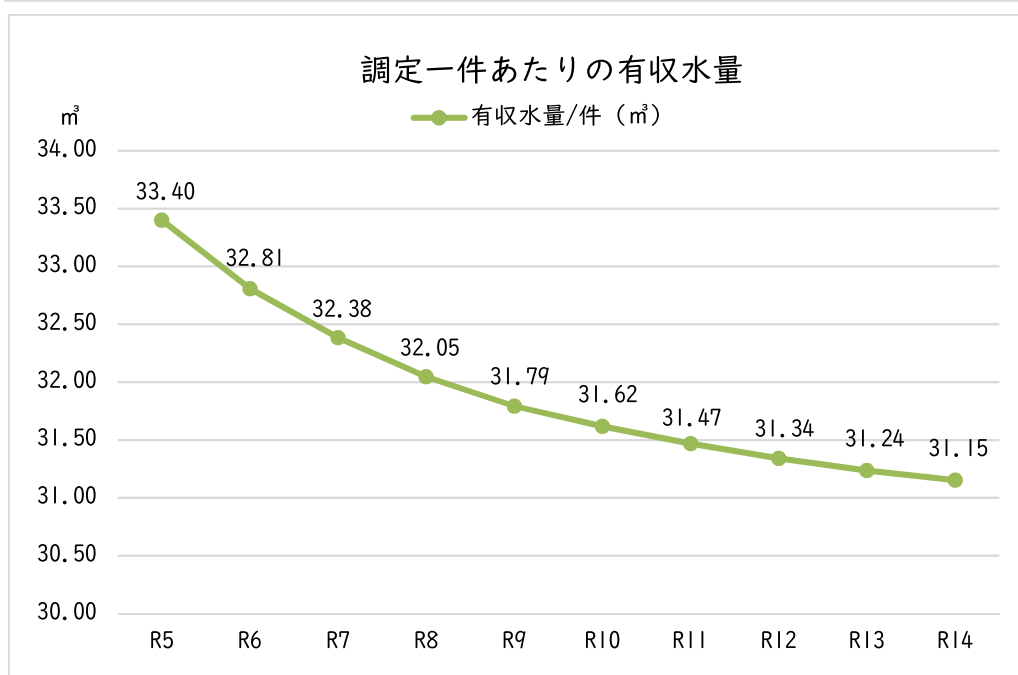
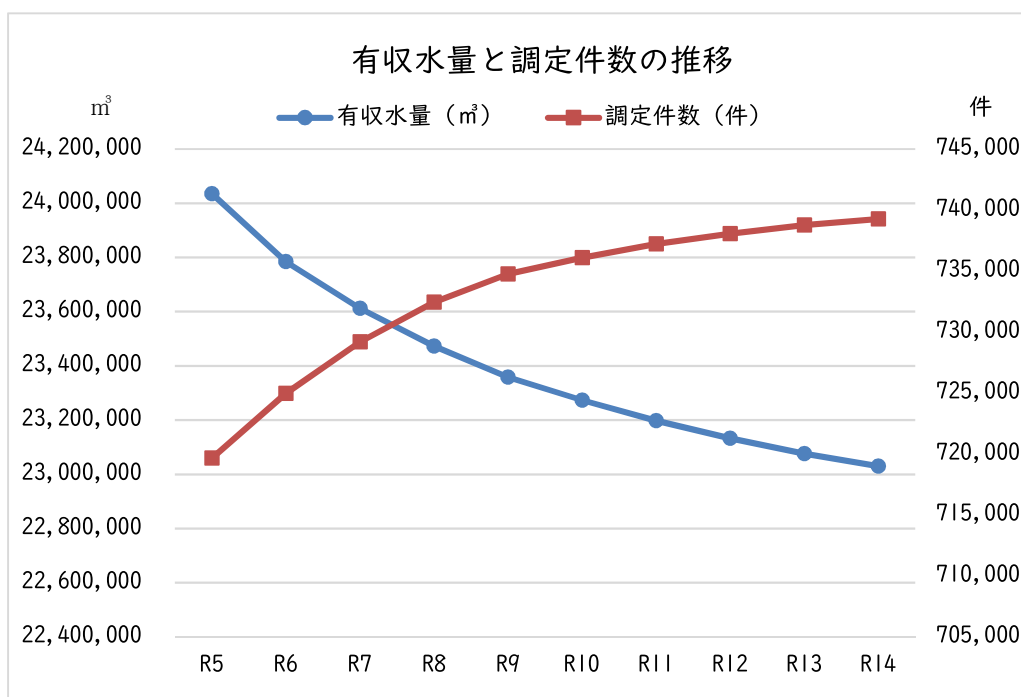
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口（人）	245,236	246,119	246,878	247,541	248,112	248,592	248,988	249,299	249,540	249,713
世帯数（世帯）	120,786	121,713	122,459	123,035	123,443	123,682	123,879	124,034	124,154	124,240
一世帯の人数（人）	2.03	2.02	2.02	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01	2.01



【有収水量と調定件数の推移】

年度	R5	R6	R7	R8	R9
有収水量 (m ³)	24,035,574	23,784,392	23,612,814	23,472,751	23,358,633
調定件数 (件)	719,649	724,949	729,172	732,446	734,756
有収水量/件 (m ³)	33.40	32.81	32.38	32.05	31.79

年度	R10	R11	R12	R13	R14
有収水量 (m ³)	23,273,559	23,198,278	23,132,670	23,076,631	23,030,073
調定件数 (件)	736,090	737,216	738,061	738,767	739,261
有収水量/件 (m ³)	31.62	31.47	31.34	31.24	31.15

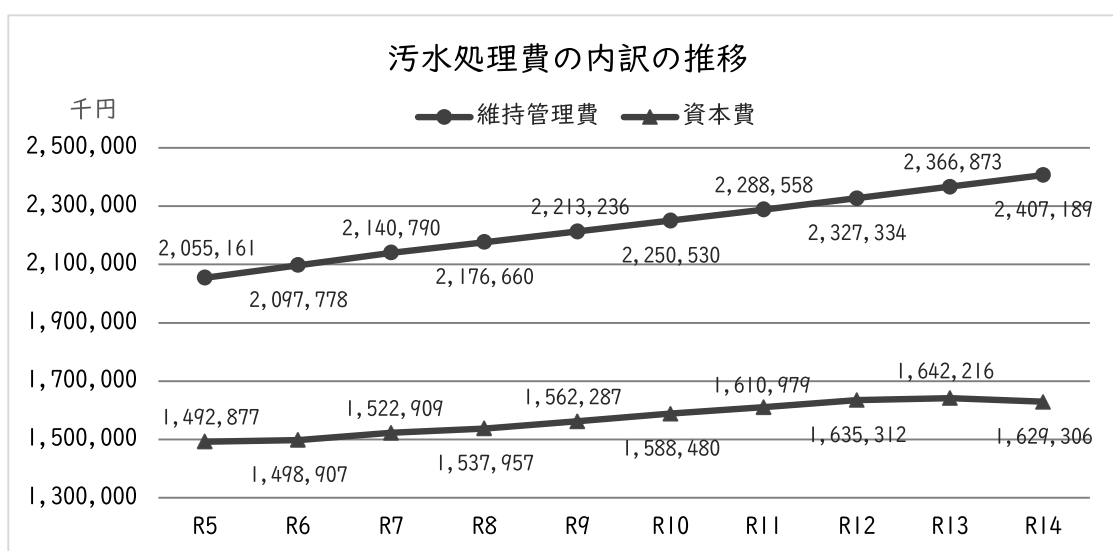
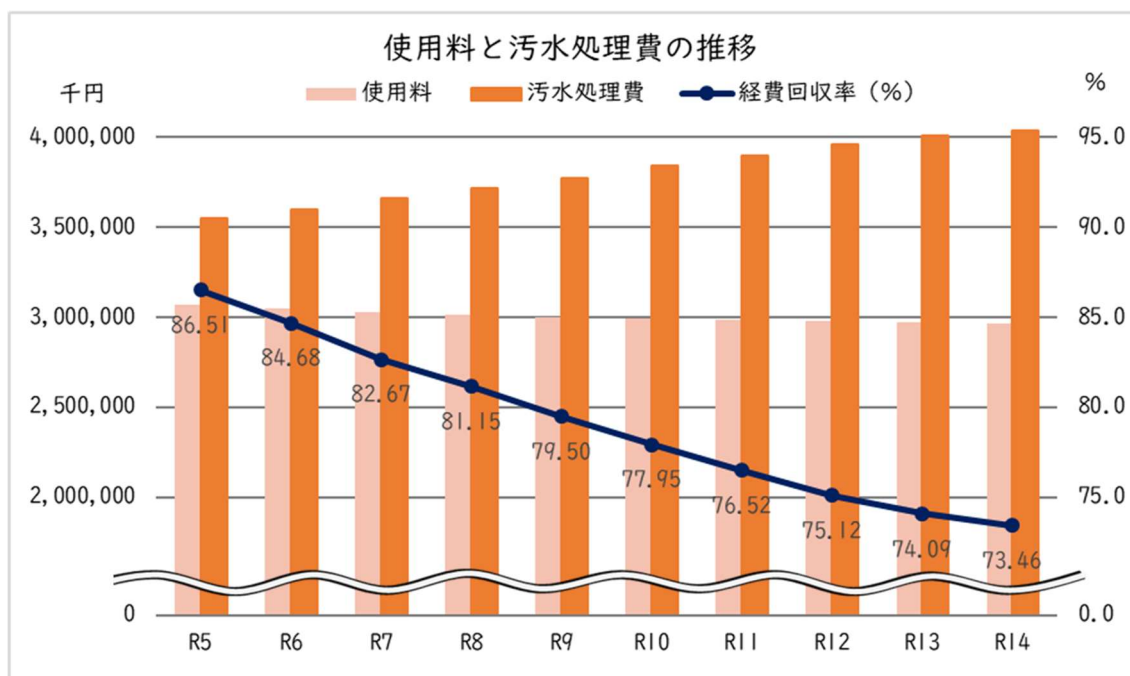


2-1 使用料と汚水処理費の推移（物価上昇率2%・使用料を改定しない場合）

（単位：千円）

年度		R5	R6	R7	R8	R9
使用料	A	3,069,529	3,045,698	3,028,709	3,014,469	3,001,708
汚水処理費	B	3,548,038	3,596,685	3,663,699	3,714,617	3,775,523
使用料不足額	B-A	478,509	550,987	634,990	700,148	773,815
経費回収率 A/B*100		86.51%	84.68%	82.67%	81.15%	79.50%

年度		R10	R11	R12	R13	R14
使用料	A	2,992,327	2,983,967	2,976,675	2,970,435	2,965,362
汚水処理費	B	3,839,010	3,899,537	3,962,646	4,009,089	4,036,495
使用料不足額	B-A	846,683	915,570	985,971	1,038,654	1,071,133
経費回収率 A/B*100		77.95%	76.52%	75.12%	74.09%	73.46%

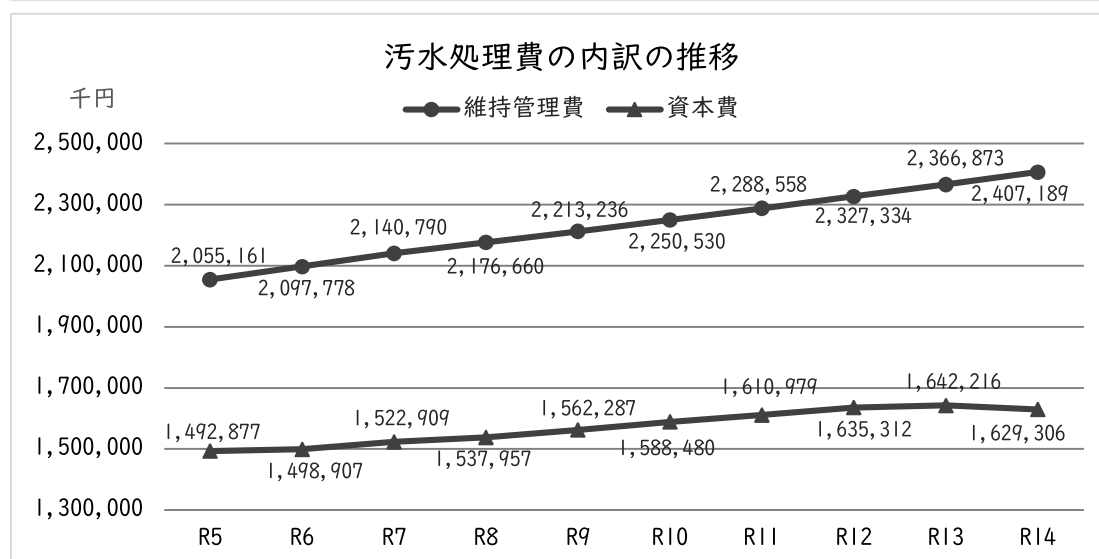
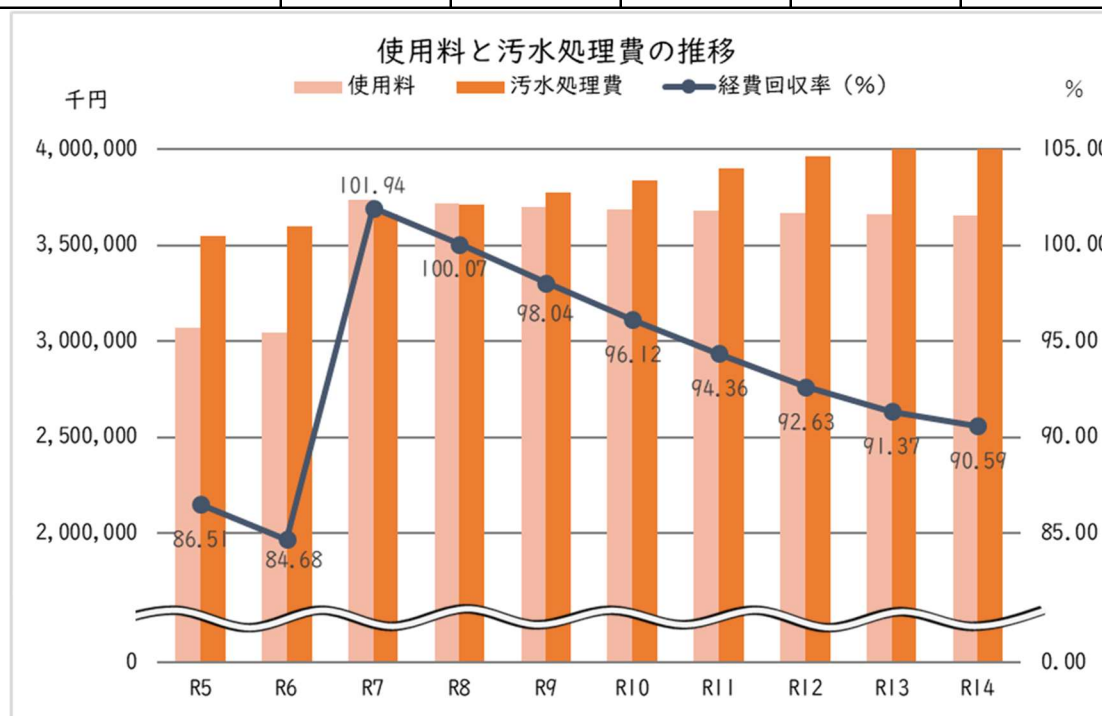


2-2 使用料と汚水処理費の推移（物価上昇率2%・使用料を改定する場合）

（単位：千円）

年度		R5	R6	R7	R8	R9
使用料	A	3,069,529	3,045,698	3,734,787	3,717,275	3,701,585
汚水処理費	B	3,548,038	3,596,685	3,663,699	3,714,617	3,775,523
使用料不足額	B-A	478,509	550,987	△ 71,088	△ 2,658	73,938
経費回収率 A/B*100		86.51%	84.68%	101.94%	100.07%	98.04%

年度		R10	R11	R12	R13	R14
使用料	A	3,690,034	3,679,739	3,670,760	3,663,076	3,656,831
汚水処理費	B	3,839,010	3,899,537	3,962,646	4,009,089	4,036,495
使用料不足額	B-A	148,976	219,798	291,886	346,013	379,664
経費回収率 A/B*100		96.12%	94.36%	92.63%	91.37%	90.59%



【下水道使用料体系経緯】

改正年月日	平成2年12月25日	改正年月日	平成5年12月24日	平成8年12月25日	平成11年12月22日	平成15年10月6日	平成24年12月27日	平成29年9月28日	
施行	平成3年4月1日	施行	平成6年4月1日	平成9年4月1日	平成12年4月1日	平成16年4月1日	平成25年4月1日	平成30年4月1日	
一般 汚水	基本使用料	500円	基本使用料	500円	500円	510円	515円	599円	675円
	超過使用料		超過使用料						
	8m ³ を超え15m ³	70円/m ³	8m ³ を超え15m ³	75円/m ³	80円/m ³	83円/m ³	85円/m ³	99円/m ³	112円/m ³
	15m ³ を超え25m ³	75円/m ³	15m ³ を超え25m ³	85円/m ³	90円/m ³	93円/m ³	95円/m ³	111円/m ³	125円/m ³
	25m ³ を超え50m ³	85円/m ³	25m ³ を超え50m ³	95円/m ³	100円/m ³	104円/m ³	106円/m ³	123円/m ³	139円/m ³
	50m ³ を超え100m ³	100円/m ³	50m ³ を超え100m ³	110円/m ³	115円/m ³	119円/m ³	121円/m ³	141円/m ³	159円/m ³
	100m ³ を超え300m ³	120円/m ³	100m ³ を超え200m ³	130円/m ³	135円/m ³	140円/m ³	143円/m ³	167円/m ³	188円/m ³
	200m ³ を超え300m ³		200m ³ を超え300m ³	140円/m ³	145円/m ³	150円/m ³	153円/m ³	178円/m ³	201円/m ³
	300m ³ を超え500m ³	140円/m ³	300m ³ を超え500m ³	150円/m ³	155円/m ³	161円/m ³	164円/m ³	191円/m ³	215円/m ³
	500m ³ を超える分	160円/m ³	500m ³ を超え1,000m ³	170円/m ³	180円/m ³	187円/m ³	190円/m ³	221円/m ³	249円/m ³
1,000m ³ を超える分		1,000m ³ を超える分	180円/m ³	190円/m ³	197円/m ³	201円/m ³	234円/m ³	264円/m ³	
(備考)	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	(備考)	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	汚水排除量が8m ³ を超える使用者に係る使用料については、汚水排除量の区分によりそれぞれ算出される額を基本使用料に加算するものとする。	
浴場汚水	10円/m ³	浴場汚水	10円/m ³	10円/m ³	10円/m ³	10円/m ³	12円/m ³	14円/m ³	
水泳場汚水	35円/m ³	水泳場汚水	40円/m ³	60円/m ³	80円/m ³	81円/m ³	94円/m ³	106円/m ³	
改定率	15.20%	改定率	8.33%	4.67%	3.73%	1.83%	16.50%	12.74%	
家庭用料金単価 (月あたり20m ³ 使用料金)	1,360円(税別) 1,400円(税込) 190円増 消費税3%	家庭用料金単価 (月あたり20m ³ 使用料金)	1,450円(税別) 1,490円(税込) 90円増 消費税3%	1,510円(税別) 1,580円(税込) 90円増 平成9年4月 消費税5%	1,556円(税別) 1,633円(税込) 53円増 消費税5%	1,585円(税別) 1,664円(税込) 31円増 消費税5%	1,847円(税別) 1,939円(税込) 275円増 消費税5%	2,084円(税別) 2,250円(税込) 256円増 平成26年4月 消費税8%	
施行前年度経費回収率	32.8%	施行前年度経費回収率	40.0%	43.7%	47.0%	55.5%	68.6%	81.9%	
施行年度経費回収率	39.4%	施行年度経費回収率	42.9%	47.3%	48.6%	52.8%	78.5%	90.8%	

1. 昭和45年3月25日 大和市下水道条例制定
2. 昭和45年4月1日 下水道使用料徴収開始
3. 平成15年4月1日 上下水道一括納付制度導入
4. 令和元年12月26日 大和市下水道事業の設置等に関する条例制定
5. 令和2年4月1日 公営企業会計一部適用開始

計算方法：家庭用料金単価（月あたり20m³使用料金）
 基本使用料（675円）+{(15m³-8m³)×112円}+{(20m³-15m³)×125円}
 =2,084円